

被 処 分 者	認 定 番 号	新潟県公安委員会 第460577号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	藤運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	新発田市
処 分 年 月 日		令和8年8月20日
処 分 内 容		令 和 8 年 8 月 20 日 営業停止（停止期間 の 17 日間） 令 和 8 年 9 月 5 日
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項 同法施行令第5条第1項第2号
処分を行った公安委員会		新潟県公安委員会